

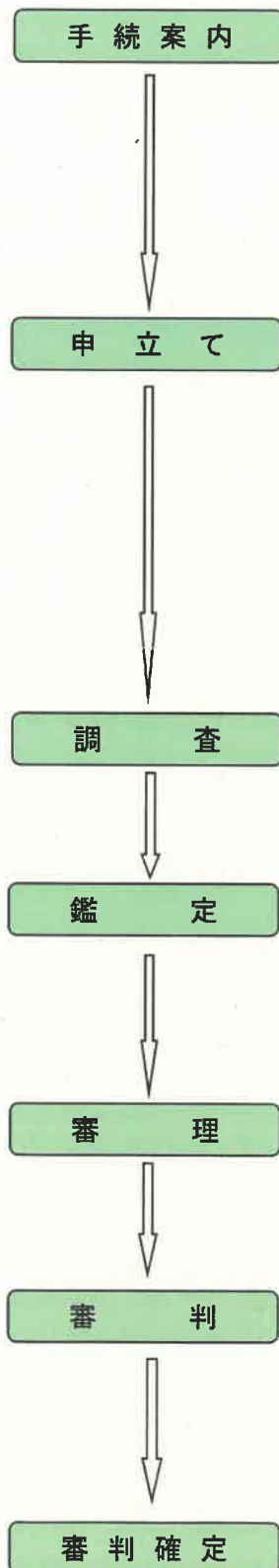
申立てに際して、よくお読みになって、参考にしてください。

申立手続と必要書類などの説明

- 1 標準的な審理の流れ（審判確定まで）
- 2 審判確定後の流れと手続
- 3 後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて
 - ・ 申立てに要する費用と書類
- 4 申立書記載例
 - ・ 申立書記載例（後見開始）
 - ・ 申立書記載例（保佐開始）
 - ・ 申立書記載例（補助開始）
- 5 申立事情説明書等記載例
 - ・ 申立事情説明書記載例
 - ・ 親族関係図記載例
 - ・ 親族の意見書について
 - ・ 親族の意見書記載例
 - ・ 後見人等候補者事情説明書記載例
- 6 財産目録等記載例
 - ・ 財産目録記載例
 - ・ 相続財産目録記載例
 - ・ 収支予定表作成について
 - ・ 収支予定表記載例
- 7 登記されていないことの証明書関係
 - ・ 「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項
 - ・ 記載例（ア）本人が申請する場合
 - ・ 記載例（イ）本人から委任された代理人が申請する場合
- 8 コピーのとり方

* 本人情報シート、診断書及び診断書付票については、『「本人情報シート」及び「診断書」をご準備ください』及び「成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引」を参照してください。

1 標準的な審理の流れ（審判確定まで）



家庭裁判所受付にお越しください。

成年後見人用DVDビデオをご覧いただいた上で、必要書類や説明書類など一式（成年後見申立てセット）をお渡しします。

なお、成年後見人用DVDビデオは、家庭裁判所受付や裁判所ウェブサイトで見ることができます。

チェックリストを利用して準備してください。

高松家庭裁判所の場合

必要書類が揃ったら、家庭裁判所受付センターにお越し下さい。**後日、担当書記官から連絡があります。**

丸亀支部及び観音寺支部の場合

必要書類が揃ったら、家庭裁判所受付にお越し下さい。**事情聴取の予約**をします。

土庄出張所の場合

必要書類が揃ったら、家庭裁判所受付にお越し下さい。**後日、調査官から連絡があります。**

家庭裁判所調査官等が、申立書に記載されている内容について直接申立人や候補者から確認します。その他、本人と直接面接したり、必要に応じて親族に対して意向照会書を送付するなどします。

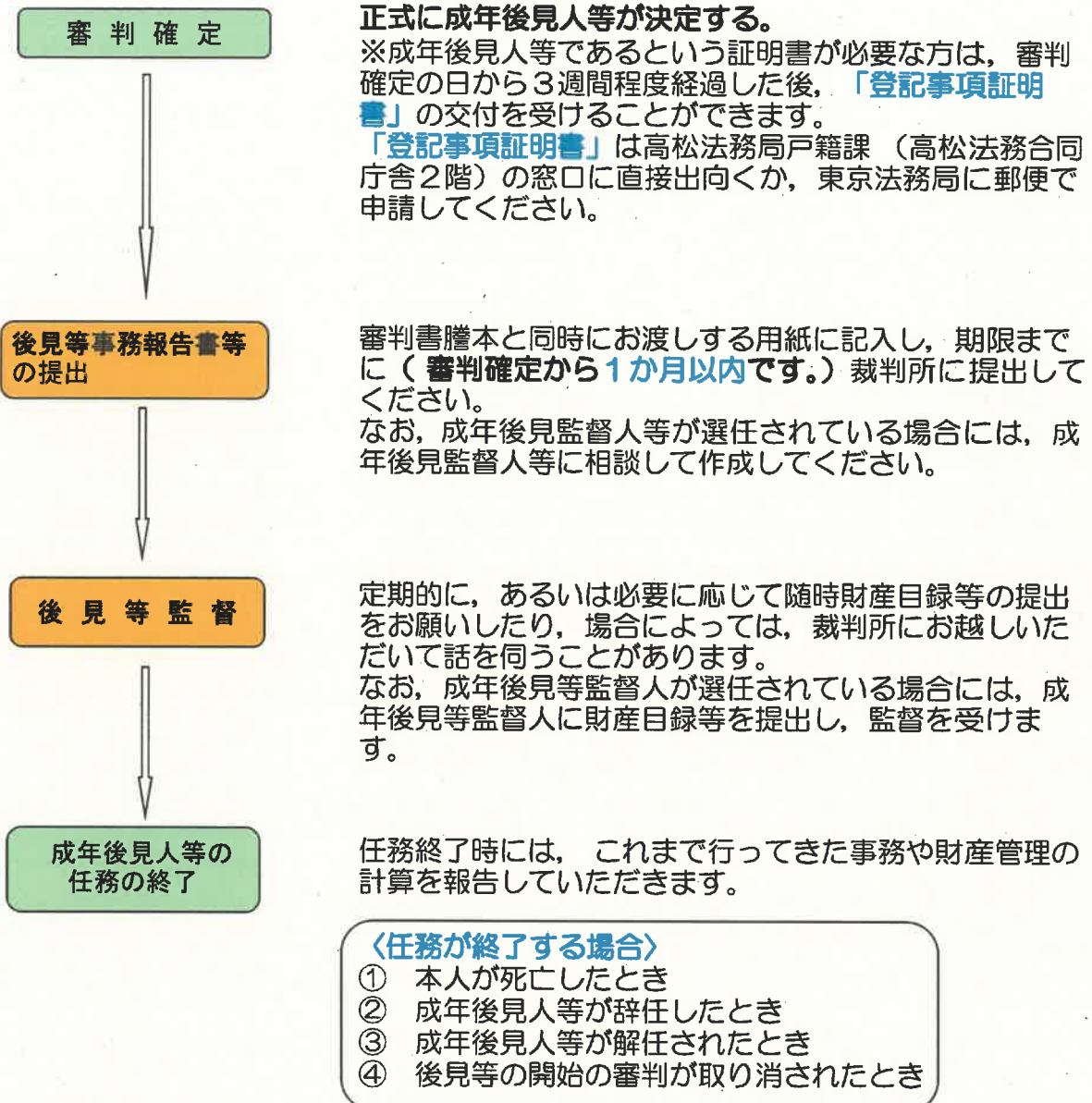
後見開始、保佐開始の場合は、改めて家庭裁判所から依頼する医師により本人の**鑑定**を行うこともあります。ただし、本人が植物状態などの時には、**鑑定**を省略することがあります。

以上の内容を総合的に検討します。

必要書類などが全て整い、鑑定手続や候補者の確認等が順調に進む標準的なケースであれば、申立てから1か月から3か月程度で審判が出ます。

※ **審判書受領後2週間（即時抗告期間）経過**

2 審判確定後の流れと手続



注意

申立後、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、申立てを取り下げることができません。
また、当初の目的を達したからといって、途中で成年後見制度の利用をやめることはできません。

後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて

1 概要

家庭裁判所は、精神上の障害によって、判断能力が欠けているのが通常の状態の方については後見開始の審判を、判断能力が著しく不十分な方については保佐開始の審判を、判断能力が不十分な方については補助開始の審判をすることができます。

(1) 後見開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が欠けているのが通常の状態の方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は、本人の財産に関する全ての法律行為を本人に代わって行い、また、成年後見人又は本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては、日常生活に関するものを除いて、取り消すことができます。

(2) 保佐開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が著しく不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して、申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権を与えることができます。

また、保佐人又は本人は、本人が保佐人の同意を得ずに自ら行った重要な法律行為（借財、保証、不動産その他重要な財産の売買等）に関しては、取り消すことができます。

なお、本人以外の方の請求により代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

(3) 補助開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために補助人を選任し、補助人には申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権若しくは同意権（取消権）のいずれか又は双方を与えることができます。

補助開始の審判をするには、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判を同時にしなければならないので、申立人にその申立てをしていただく必要があります。

なお、本人以外の方の請求により補助開始の審判、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

2 申立てをすることができる方

- ・ 本人（後見・保佐・補助開始の審判を受ける者）
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人の四親等内の親族（本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、

おば、いとこ、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たります。)

- ・ 成年後見人・成年後見監督人（保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 保佐人・保佐監督人（後見・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 補助人・補助監督人（後見・保佐開始の審判の申立てについて）
- ・ 未成年後見人・未成年後見監督人（後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 検察官
- ・ 市区町村長
- ・ 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人（任意後見契約が登記されているとき）

3 申立先

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

4 申立てに必要な費用と書類

別紙「申立てに要する費用と書類」のとおり

5 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官¹や参与員²などが、直接、申立人、本人及び成年後見人等候補者に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴いたりすることがあります。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる援助の内容に応じて、ふさわしい方を成年後見人等を選びます。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、本人にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも成年後見人等候補者の方が成年後見人等に選任されるとは限りません。

6 成年後見制度についてのお問合せ先

¹ 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

² 参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。

- 成年後見制度の申立てや手続のご案内
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>
※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。
- 成年後見制度についてのご相談
各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）
※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。
※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。
詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。
- 法的トラブルで困ったときのお問合せ
日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）
<https://www.houterasu.or.jp/>
※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分9.35円（税別）で通話することができます。
※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。
- 任意後見契約について
日本公証人連合会（TEL 03-3502-8050）
<https://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場
- 高松家庭裁判所の連絡先

〒760-8585	高松市丸の内2番27号 高松家庭裁判所（本庁）	受付	TEL 087-851-1942
		書記官室	TEL 087-851-1903
		調査官室	TEL 087-851-1927
〒763-0034	丸亀市大手町3丁目4番1号 高松家庭裁判所丸亀支部		TEL 0877-23-5184
〒768-0060	観音寺市観音寺町甲2804番地の1 高松家庭裁判所観音寺支部		TEL 0875-25-2619
〒761-4121	小豆郡土庄町淵崎甲1430番地1 高松家庭裁判所土庄出張所		TEL 0879-62-0224

(別紙)

申立てに要する費用と書類

	名 称	内 容
1	収入印紙（申立費用）	後見又は保佐開始のときは、800円分 保佐又は補助開始＋代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分 保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与のときは、2,400円分
	収入印紙（登記費用）	2,600円
	郵便切手（連絡・送達等費用）	後見開始のときは、3,700円分 （内訳） 1円×10枚 50円×15枚 2円×15枚 84円×15枚 10円×15枚 500円× 3枚 保佐開始・補助開始のときは、4,700円分 （内訳） 1円×10枚 50円×15枚 2円×15枚 84円×15枚 10円×15枚 500円× 5枚
	鑑定費用	本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあり、申立人にこの鑑定に要する費用を負担していただくことがあります。
2	申立書	「4 申立書記載例」を参考に記載してください。
3	申立事情説明書	「5 申立事情説明書等記載例」を参考に記載してください。
4	本人情報シート（写し）	ケアマネージャー、ケースワーカーなど、ご本人の福祉関係者に作成を依頼してください。
	診断書及び診断書付票	病院、医院、診療所などに作成を依頼してください。
	※作成される方には、「成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引」をお読みいただいでください。	
5	本人の戸籍謄本（全部事項証明書）	発行から3か月以内のもの。 本籍地のある市区町村役場で取得してください。
6	本人の住民票（又は戸籍附票）	発行から3か月以内のもの。 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 住民票は住所のある市区町村役場、戸籍附票は本籍地のある市区町村役場で取得してください。
	候補者の住民票（又は戸籍附票）	なお、候補者が法人の場合は商業登記簿謄本（登記事項証明書）を提出してください。
7	本人の登記されていないことの証明書	東京法務局又は各地の法務局の本局で取得してください。 「7 登記されていないことの証明書関係」を参考に記載してください。

8	親族の意見書	「5 申立事情説明書等記載例」を参考に記載してください。
	本人の同意書（保佐用）	本人以外の方が保佐開始申立てと同時に代理権付与の申立てをする場合のみ提出してください。
	本人の同意書（補助用）	本人以外の方が補助開始申立てをする場合のみ提出してください。
9	後見人等候補者事情説明書	「5 申立事情説明書等記載例」を参考に記載してください。
10	親族関係図	
11	財産目録	「6 財産目録等記載例」を参考に記載してください。
	相続財産目録	
12	収支予定表	
13	本人の財産、収支、健康に関する資料（A4判コピー）	
	(1) 不動産についての資料	①不動産登記事項証明書（※原本）各法務局で取得 ②不動産の価額が分かる資料（以下のいずれか） ・固定資産税納税通知書 ・課税額を記載した固定資産税評価証明書 ・固定資産税評価証明書及び納税証明書
	(2) 預貯金、投資信託、株式などについての資料	通帳、残高証明書、預かり証、株式の残高報告書等
	(3) 生命保険、損害保険などについての資料	保険証書など
	(4) 負債についての資料	金銭消費貸借契約書、返済明細書など
	(5) 収入についての資料	給与明細書、年金証書など
	(6) 支出についての資料	施設利用料、入院費などの領収書など
	(7) 相続財産に関する資料	遺産分割未了の相続財産がある場合のみ提出してください。
	(8) 代理権、同意権を要する行為に関する資料	契約書写しなど。保佐又は補助開始の申立てにおいて代理権付与又は同意権付与を求める場合のみ提出してください。
	(9) 本人の健康状態に関する資料	介護保険認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

※ 資料のコピーの取り方は、この冊子の末尾の「コピーの取り方」を参照してください。

※ 個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。

4 申立書記載例

記載例（後見開始）

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

※ 太わくの中だけ記載してください。

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印

（☒後見 ☐保佐 ☐補助）開始等申立書

※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。

申立書を提出する裁判所

作成年月日

収入印紙（申立費用） 円

収入印紙（登記費用） 円

予納郵便切手 円

準口頭

関連事件番号

年（家）第

号

〇〇 家庭裁判所
〇〇 支部 出張所 御中

申立人又は同手続

代理人の記名押印

甲 野 花 子 印

令和 〇 年 〇 月 〇 日

平日（午前9時～午後5時）に連絡
が取れる電話及び携帯電話の番号を
正確に記載してください。

申 立 人	住 所	〒 〇〇〇- 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		平日（午前9時～午後5時）に連絡 が取れる電話及び携帯電話の番号を 正確に記載してください。
	ふりがな	こ う の は な こ		
	氏 名	甲 野 花 子		
本人との 関 係	本人との 関 係	☐ 本人 ☒ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他の親族（関係： ） ☐ 市区町村長 ☐ その他（ ）		
	住 所 （事務所等）	〒 — ※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を 記載してください。 電話 （ ） ファクシミリ （ ）		
本 人	本 籍 （国籍）	〇〇 都 道 〇〇市〇〇町〇〇番地 府 県		
	住民票上 の 住 所	☒ 申立人と同じ 〒 — 電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇		
	実 際 に 住んでいる 場 所	☐ 住民票上の住所と同じ 〒 〇〇〇- 〇〇〇〇 ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 病院・施設名（ 〇〇病院 ） 電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇		
	ふりがな	こ う の た ろ う		☐ 大正 ☒ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 ☐ 平成 （ 〇〇 歳）
氏 名	甲 野 太 郎			

成年後見人を選任する必要がある方について記載してください。

申立ての趣旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☒ 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

☐ 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**保佐人に代理権を付与する**との審判を求める。

☐ 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、**保佐人の同意を得なければならない**との審判を求める。

記

☐ 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**補助人に代理権を付与する**との審判を求める。

☐ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、**補助人の同意を得なければならない**との審判を求める。

申立ての理由

本人は、（※ **認知症** ）により
判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。

※ 診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。

申立ての動機

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人は、

- ☒ 預貯金等の管理・解約 ☐ 保険金受取 ☐ 不動産の管理・処分 ☒ 相続手続
☐ 訴訟手続等 ☐ 介護保険契約 ☐ 身上保護（福祉施設入所契約等）
☐ その他（ ）

の必要がある。

※ 上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。

本人は、〇年程前から認知症で〇〇病院に入院しているが、その症状は回復の見込みがなく、日常的に必要な買い物も一人でできない状態である。

令和〇年〇月に本人の弟である甲野次郎が亡くなり遺産分割の必要が生じたことから本件を申し立てた。申立人も病気がちなので、成年後見人には、健康状態に問題のない長男の甲野夏男を選任してもらいたい。

この申立てをするに至ったいきさつや事情をわかりやすく記載してください。

法人の場合には、商業登記簿上の名称又は商号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者	☐ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 ☐ 申立人 ※ 申立人が候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 ☒ 申立人以外の〔 ☒ 以下に記載の者 ☐ 別紙★に記載の者 〕★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。	
	住所	〒 申立人の住所と同じ 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	ふりがな	こう の なつ お ☒ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 ☐ 平成 (〇〇 歳)
	氏名	甲 野 夏 男 ☒ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 ☐ 平成 (〇〇 歳)
本人との関係	☒ 親族： ☐ 配偶者 ☐ 親 ☒ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他（関係： ） ☐ 親族外：（関係： ）	

手続費用の上申

☐ 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。
	☒ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ☒ 本人の住民票又は戸籍附票 ☒ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 （成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）） ☒ 本人の診断書 ☒ 本人情報シート写し ☒ 本人の健康状態に関する資料 ☒ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書 ☒ 本人の財産に関する資料 ☒ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料 ☒ 本人の収支に関する資料 ☐ （保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど） ☐ 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料）

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

※ 太わくの中だけ記載してください。

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

記載例（保佐開始）

受付印

（☐後見 ☒保佐 ☐補助）開始等申立書

※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。

※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。

後見又は保佐開始のときは、800円分

保佐又は補助開始＋代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分

保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与のときは、2,400円分

【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。

収入印紙（登記費用）2,600円分はここに貼らないでください。

申立書を提出する裁判所

作成年月日

収入印紙（申立費用）

円

収入印紙（登記費用）

円

予納郵便切手

円

準口頭

関連事件番号

年（家）第

号

〇〇

家庭裁判所

〇〇

支部

出張所

御中

申立人又は同手続

代理人の記名押印

甲 野 花 子

印

令和 〇 年 〇 月 〇 日

平日（午前9時～午後5時）に連絡
が取れる電話及び携帯電話の番号を
正確に記載してください。

申

住 所

〒 〇〇〇－ 〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

立

ふりがな

こう の はな こ

☐ 大正

☒ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生

☐ 平成 (〇〇 歳)

人

氏 名

甲 野 花 子

☐ 本人 ☒ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪
☐ その他の親族（関係： ） ☐ 市区町村長
☐ その他（ ）

手続代理人

住 所
（事務所等）

〒 ー ※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を
記載してください。

電話 () ファクシミリ ()

氏 名

本人

本 籍
（国籍）

〇〇 都 道 〇〇市〇〇町〇〇番地
府 県

住民票上
の 住 所

☒ 申立人と同じ

〒 ー

電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

☐ 住民票上の住所と同じ
〒 〇〇〇－ 〇〇〇〇 ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

病院・施設名（ 〇〇病院 ） 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

ふりがな

こう の た ろ う

☐ 大正

☒ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生

☐ 平成 (〇〇 歳)

氏 名

甲 野 太 郎

保佐人を選任する必要がある方について記載してください。

民法13条1項に規定されている行為とは、
補助用の「同意行為目録」に記載している事項です。

申立ての趣旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☐ 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

☒ 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

☒ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**保佐人に代理権を付与する**との審判を求める。

☐ 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、**保佐人の同意を得なければならない**との審判を求める。

記

☐ 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**補助人に代理権を付与する**との審判を求める。

☐ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、**補助人の同意を得なければならない**との審判を求める。

申立ての理由

本人は、（※ **認知症** ）により
判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。

※ 診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。

申立ての動機

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人は、

- ☒ 預貯金等の管理・解約 ☐ 保険金受取 ☐ 不動産の管理・処分 ☒ 相続手続
☐ 訴訟手続等 ☐ 介護保険契約 ☐ 身上保護（福祉施設入所契約等）
☐ その他（ ）

の必要がある。

※ 上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★A4サイズ用紙をご自分で準備してください。

本人は、〇年程前から認知症で〇〇病院に入院しているが、その症状は回復の見込みがない状態である。

令和〇年〇月に本人の弟である甲野次郎が亡くなり遺産分割の必要が生じたが、本人が一人で手続を行うことには不安があるので、本件を申し立てた。申立人も病気がちなので、保佐人には、健康状態に問題のない長男の甲野夏男を選任してもらいたい。

この申立てをするに至ったいきさつや事情をわかりやすく記載してください。

法人の場合には、商業登記簿上の名称又は商号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者	☐ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 ☐ 申立人 ※ 申立人が候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 ☒ 申立人以外の〔 ☒ 以下に記載の者 ☐ 別紙★に記載の者 〕★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。	
	住 所	〒 ー 申立人の住所と同じ 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	ふりがな	こ う の な つ お
	氏 名	☒ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 (〇〇 歳) ☐ 平成 甲 野 夏 男
本人との関係	☒ 親 族 : ☐ 配偶者 ☐ 親 ☒ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他 (関係 :) ☐ 親族外 : (職業 :)	

手続費用の上申

☐ 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
	※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。 ☒ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ☒ 本人の住民票又は戸籍附票 ☒ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 (成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）) ☒ 本人の診断書 ☒ 本人情報シート写し ☒ 本人の健康状態に関する資料 ☒ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書 ☒ 本人の財産に関する資料 ☒ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料 ☒ 本人の収支に関する資料 ☒ (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合) 同意権、代理権を要する行為に関する資料 (契約書写しなど) ☐ 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類 (後見人等候補者事情説明書4項に関する資料)

【保佐、補助用】

代理行為目錄

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

(1) 不動産関係

- ☐ ① 本人の不動産に関する〔☐ 売却 ☐ 担保権設定 ☐ 賃貸 ☐ 警備 ☐ _____〕
契約の締結，更新，変更及び解除
- ☐ ② 他人の不動産に関する〔☐ 購入 ☐ 借地 ☐ 借家〕契約の締結，更新，変更及び
解除
- ☐ ③ 住居等の〔☐ 新築 ☐ 増改築 ☐ 修繕（樹木の伐採等を含む。） ☐ 解体
☐ _____〕に関する請負契約の締結，変更及び解除
- ☐ ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分
- ☐ ⑤

☐ ① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）

※ 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には、③に記載してください。

- | | |
|--|---|
| ☐ ② 預貯金及び出資金以外の本
☐ 貸金庫取引 ☐ 証券取
☐ _____ | 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合
別紙には、対象となる口座ごとに、銀行名、支店名、口座番号、口
座種別、口座名義、取引の内容等を記載してください。
(例)
預金に関する〇〇銀行〇〇支店の口座(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇、
口座種別〇〇、口座名義〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)との一切の取引(解約
(脱退)を含む。) |
| ☒ ③ 別紙のとおり | |

3) 保険に関する事項

☐ ① 保険契約の締結、変更及び	
☐ ② 保険金及び賠償金の請求及び受領	

(4) その他

- ☒ ① 以下の収入の受領及びこれに関する諸手続
 ☒ 家賃、地代 ☒ 年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付
 ☒ 臨時給付金その他の公的給付 ☒ 配当金 ☐ _____
- ☒ ② 以下の支出及びこれに関する諸手続
 ☒ 家賃、地代 ☒ 公共料金 ☒ 保険料 ☒ ローンの返済金 ☒ 管理費等
 ☒ 公租公課 ☐ _____
- ☐ ③ 情報通信（携帯電話、インターネット等）に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払
- ☐ ④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための調査を含む。）
- ☐ ⑤ 本人が現に有する債権の回収（そのための交渉を含む。）
- ☐ ⑥

2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4⑤又は⑥についても検討してください。

- ☐ ① 相続の承認又は放棄
- ☐ ② 贈与又は遺贈の受諾
- ☒ ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ☐ ④ 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ☐ ⑤ _____

3 身上保護関係

- ☐ ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ☐ ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ⑤ _____

4 その他

- ☐ ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- ☐ ② 登記・登録の申請
- ☐ ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- ☐ ④ 住民票の異動に関する手続
- ☐ ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ☐ ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
- ☐ ⑦ _____

5 関連手続

- ☒ ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ☒ ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

記載例（補助開始）

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

※ 太わくの中だけ記載してください。

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印

（ □後見 □保佐 ☒補助 ） 開始等申立書

※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。

※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。

後見又は保佐開始のときは、800円分

保佐又は補助開始＋代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分

保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与のときは、2,400円分

【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。

収入印紙（登記費用）2,600円分はここに貼らないでください。

申立書を提出する裁判所

作成年月日

収入印紙（申立費用） 円

収入印紙（登記費用） 円

予納郵便切手 円

準口頭

関連事件番号

年（家）第

号

〇〇 家庭裁判所
〇〇 支部 出張所 御中

申立人又は同手続

代理人の記名押印

甲 野 花 子 (印)

令和 〇 年 〇 月 〇 日

平日（午前9時～午後5時）に連絡
が取れる電話及び携帯電話の番号を
正確に記載してください。

申 立 人	住 所	〒 〇〇〇- 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		平日（午前9時～午後5時）に連絡 が取れる電話及び携帯電話の番号を 正確に記載してください。
	ふりがな	こう の はな こ		
	氏 名	甲 野 花 子		
本人との 関 係	本人との 関 係	☐ 本人 ☒ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他の親族（関係： ） ☐ 市区町村長 ☐ その他（ ）		
	手続代理人	住 所 (事務所等)	〒 — ※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を 記載してください。 電話 () ファクシミリ ()	
本 人	本 籍 (国籍)	〇〇 都 道 〇〇市〇〇町〇〇番地 府 県		
	住民票上 の 住 所	☒ 申立人と同じ 〒 — 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
	実 際 に 住んでいる 場 所	☐ 住民票上の住所と同じ 〒 〇〇〇- 〇〇〇〇 ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 病院・施設名 (〇〇病院) 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
	ふりがな	こう の た ろ う		
	氏 名	甲 野 太 郎		

補助人を選任する必要がある方について記載してください。

申立ての趣旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☐ 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

☐ 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**保佐人に代理権を付与する**との審判を求める。

☐ 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、**保佐人の同意を得なければならない**との審判を求める。

記

☒ 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☒ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**補助人に代理権を付与する**との審判を求める。

☒ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、**補助人の同意を得なければならない**との審判を求める。

申立ての理由

本人は、（※ **認知症**）により
判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。

※ 診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。

申立ての動機

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人は、

☒ 預貯金等の管理・解約 ☐ 保険金受取 ☐ 不動産の管理・処分 ☒ 相続手続
☐ 訴訟手続等 ☐ 介護保険契約 ☐ 身上保護（福祉施設入所契約等）
☐ その他（ ）

の必要がある。

※ 上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★A4サイズ用紙をご自分で準備してください。

本人は、〇年程前から認知症の症状が出ていると言われている。

令和〇年〇月に本人の弟である甲野次郎が亡くなり遺産分割の必要が生じたが、
本人が一人で手続を行うことには不安があるので、本件を申し立てた。また、以前、
訪問販売で高価な物を購入して困ったことがあったので、補助人に同意権を与え
てほしい。申立人も病気がちなので、補助人には、健康状態に問題のない長男の
甲野夏男を選任してもらいたい。

この申立てをするに至ったいきさつや事情をわかりやすく記載してください。

法人の場合には、商業登記簿上の名称又は商号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者	☐ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 ☐ 申立人 ※ 申立人が候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 ☒ 申立人以外の〔 ☒ 以下に記載の者 ☐ 別紙★に記載の者 〕★A4サイズ of 用紙をご自分で準備してください。	
	住 所	〒 申立人の住所と同じ 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	ふりがな	こう の なつ お
	氏 名	甲 野 夏 男 ☒ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 ☐ 平成 (〇〇 歳)
本人との関係	☒ 親 族： ☐ 配偶者 ☐ 親 ☒ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他（関係： ） ☐ 親族外：（職業： ）	

手続費用の上申

☐ 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
	※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようご注意ください。 ☒ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ☒ 本人の住民票又は戸籍附票 ☒ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 （成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）） ☒ 本人の診断書 ☒ 本人情報シート写し ☒ 本人の健康状態に関する資料 ☒ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書 ☒ 本人の財産に関する資料 ☒ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料 ☒ 本人の収支に関する資料 ☒ （保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど） ☐ 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料）

【保佐・補助用】

代理行為目錄

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

(1) 不動産関係

- ☐ ① 本人の不動産に関する〔☐ 売却 ☐ 担保権設定 ☐ 賃貸 ☐ 警備 ☐ _____〕
契約の締結，更新，変更及び解除
- ☐ ② 他人の不動産に関する〔☐ 購入 ☐ 借地 ☐ 借家〕契約の締結，更新，変更及び
解除
- ☐ ③ 住居等の〔☐ 新築 ☐ 増改築 ☐ 修繕（樹木の伐採等を含む。） ☐ 解体
☐ _____〕に関する請負契約の締結，変更及び解除
- ☐ ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分
- ☐ ⑤

☐ ① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）

☐ ② 預貯金及び出資金以外の本 〔 ☐ 貸金庫取引 ☐ 証券取 ☐ _____〕	一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合 別紙には、対象となる口座ごとに、銀行名、支店名、口座番号、口 座種別、口座名義、取引の内容等を記載してください。 (例) 預金に関する〇〇銀行〇〇支店の口座(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 口座種別〇〇、口座名義〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)との一切の取引(解約 (脱退)を含む。)
☒ ③ 別紙のとおり	

3) 保険に関する事項

☐ ① 保険契約の締結、変更及び

☐ ② 保険金及び賠償金の請求及び受領

(3) 保険に関する事項

- ☐ ① 保険契約の締結, 変更及び (脱退)
- ☐ ② 保険金及び賠償金の請求及び受領

(4) その他

- ☒ ① 以下の収入の受領及びこれに関する諸手続
 ☒ 家賃、地代 ☒ 年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付
 ☒ 臨時給付金その他の公的給付 ☒ 配当金 ☐ _____
- ☒ ② 以下の支出及びこれに関する諸手続
 ☒ 家賃、地代 ☒ 公共料金 ☒ 保険料 ☒ ローンの返済金 ☒ 管理費等
 ☒ 公租公課 ☐ _____
- ☐ ③ 情報通信（携帯電話、インターネット等）に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払
- ☐ ④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための調査を含む。）
- ☐ ⑤ 本人が現に有する債権の回収（そのための交渉を含む。）
- ☐ ⑥

2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4⑤又は⑥についても検討してください。

- ☐ ① 相続の承認又は放棄
- ☐ ② 贈与又は遺贈の受諾
- ☒ ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ☐ ④ 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ☐ ⑤ _____

3 身上保護関係

- ☐ ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ☐ ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ⑤ _____

4 その他

- ☐ ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- ☐ ② 登記・登録の申請
- ☐ ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- ☐ ④ 住民票の異動に関する手続
- ☐ ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ☐ ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
- ☐ ⑦ _____

5 関連手続

- ☒ ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ☒ ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

【補助用】

同意行為目録

(民法13条1項各号所定の行為)

※ 下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち、必要な同意行為に限り、該当する部分の□にチェックを付してください。

※ 保佐の場合には、以下の1から10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が付与されますので、同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 元本の領収又は利用（1号）のうち、以下の行為

- ☐ (1) 預貯金の払戻し
- ☐ (2) 債務弁済の受領
- ☐ (3) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証（2号）のうち、以下の行為

- ☐ (1) 金銭消費貸借契約の締結
※ 貸付けについては1(3)又は3(7)を検討してください。
- ☐ (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（3号）のうち、以下の行為

- ☐ (1) 本人の所有の土地又は建物の売却
- ☐ (2) 本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- ☐ (3) 贈与又は寄附行為
- ☐ (4) 商品取引又は証券取引
- ☒ (5) 通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結
- ☒ (6) クレジット契約の締結
- ☐ (7) 金銭の無利息貸付け
- ☐ (8) その他 ※ 具体的に記載してください。

4 ☐ 訴訟行為（4号）

※ 相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

5 ☐ 贈与、和解又は仲裁合意（5号）

- 6 ☐ 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（6号）
- 7 ☐ 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（7号）
- 8 ☐ 新築、改築、増築又は大修繕（8号）
- 9 ☐ 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（9号）
- 10 ☐ 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（10号）
- 11 ☐ その他 ※ 具体的に記載してください。
※ 民法13条1項各号所定の行為の一部である必要があります。
-